



守口市

<市広報 平成 29 年 3 月号>

# 消費生活センターくらしナビ

## ガスの全面小売り自由化が始まります 契約内容をよく理解し、便乗商法にも注意しましょう！

2017 年 4 月 1 日より、ガスの小売全面自由化が始まります。

これまで、都市ガスの契約は地域ごとに特定の事業者としか契約できませんでしたが、自由化により様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を自由に選択することが可能になります。

ガスの小売全面自由化が始まると、新たなガス小売事業者、様々な料金メニューが提供されることが考えられます。また、ガスの小売全面自由化に向けて事業者による営業活動が行われることも予想されます。



注意点！

ガス小売事業者との契約にあたっては、以下のような点に注意しましょう。

### ①国の登録を受けた「ガス小売事業者」であることを確認する

ガスの販売を行うためには、ガス事業法に基づき、販売開始までにガス小売事業者として国の登録を受ける必要があります。ただし、自ら登録を受けていなくても、登録を受けたガス小売事業者の代理・取次業者として勧誘が行われることがあります。ガス会社の代理店を名乗る電話であっても、不審に思った場合には、社名や担当者名、連絡先等を確認し、登録会社に本当に代理店か否かということを確認しましょう。

### ②契約内容について確認する

ガス小売事業者は、契約締結時に消費者に対し、設備に関する費用負担を含む料金、契約期間、解約条件などを説明することや、契約締結後には契約内容について記載した書面を交付することが義務付けられています。契約締結する際には、ガス小売事業者からしっかりと契約内容について確認し、思っていた契約内容と違うといったことのないよう、納得した上で契約しましょう。

### ③便乗商法に気をつける

ガスの小売り全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。ガスの小売り全面自由化に便乗したガス機器などの販売が行われているとの情報もあります。このような勧誘を受けた際には、その必要性を十分に検討しましょう。

ガスの小売全面自由化に関し、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03-3501-5725）に相談でき、登録を受けたガス小売事業者のリストやガスの小売全面自由化に関する消費者向けの Q&A をホームページ上で公開しています。

その他、ガスの小売全面自由化に関し、不審な勧誘や契約に際しトラブルにあったり、心配や不明なこと等があれば、消費生活センターに相談しましょう。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 **午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分**

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188（局番なし）**